

答申第 1149 号

諮問第 1810 号

件名：植栽植樹工事に至った経緯を示す文書の不開示（不存在）決定に関する  
件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由に不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 6 年 7 月 11 日付けで行った開示請求に対し、知事が同月 22 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、愛知県の県営住宅である西口住宅（以下「本件県営住宅」という。）内の駐車スペースに隣接する児童遊園において、令和 6 年 7 月 4 日から同月 16 日までの間に行われた植栽植樹工事の経緯に関して記載された文書であると解した。

#### (2) 本件請求対象文書の存否について

本件県営住宅における児童遊園は、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 9 項及び愛知県県営住宅条例（昭和 28 年愛知県条例第 13 号）第 2 条第 3 項に規定する入居者の共同の福祉のために必要な施設である共同施設としての児童遊園であり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する児童厚生施設としての児童遊園とは異なるものである。そのため、本件請求対象文書に係る事務は、県営住宅の施設整備を所掌する建築局公共建築部公営住宅課（以下「公営住宅課」という。）が所掌していることから、事務を所掌していない福祉局子育て支援課（以下「子育て支援課」という。）において、本件請求対象文書を作成又は取得することはない。ま

た、本件開示請求に対しては、公営住宅課において別途行政文書一部開示決定を行っている。

なお、念のため、請求対象文書を探索したものの、存在しなかった。

以上のことから、子育て支援課においては本件開示請求に係る行政文書を管理していないため、条例第 11 条第 2 項の規定により、不存在による不開示決定をしたものである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、本件県営住宅内の駐車スペースに隣接する児童遊園において、令和 6 年 7 月 4 日から同月 16 日までの間に行われた植栽植樹工事の経緯に関して記載された文書であって、子育て支援課で保管するものと解される。

##### (2) 本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、本件県営住宅における児童遊園は、公営住宅法第 2 条第 9 項及び愛知県県営住宅条例第 2 条第 3 項に規定する入居者の共同の福祉のために必要な施設である共同施設としての児童遊園であり、子育て支援課が所管している児童福祉法に規定する児童厚生施設としての児童遊園とは異なるものであるとのことである。

そのため、本件請求対象文書に係る事務については、県営住宅の施設整備を所掌する公営住宅課が所掌しており、事務を所掌していない子育て支援課において、本件請求対象文書を作成又は取得することはなく、念のため、子育て支援課において本件請求対象文書を探索したものの、存在しなかったとのことである。

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、本件県営住宅における植栽植樹工事に関して公営住宅課から子育て支援課への相談等はなかったとのことであり、本件請求対象文書の存在をうかがわせる事情は認められず、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

##### (3) 審査請求人のその他の主張について

本件請求対象文書の存否については、前記(2)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

##### (4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

時期 2023年4月から2024年6月末まで

関係領域 愛知県営住宅 県営住宅の子育て支援政策 子どもの人権（児童福祉法等）

担当部局 子育て支援課

あいち県営西口住宅内の駐車スペースと隣接する児童遊園に於いて、令和6年7月4日-7月16日完了の特定会社による植栽植樹工事に至った経緯を示す一切の文書。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 9 . 9	諮問（弁明書の写しを添付）
6 . 10 . 10	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
7 . 4 . 24 (第704回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
7 . 5 . 29 (第705回審査会)	審議
7 . 6 . 24	答申